



第107号

発行所
飯田市羽場町3丁目2番地4
一般社団法人
飯田労働基準協会
TEL 0265-22-6246
FAX 0265-22-6248
編集兼発行人
機関紙編集専門委員会



迎春
新年のご挨拶

親子午 (写真提供：龍淵寺)

目次

- 1面 新年ご挨拶 加藤協会長・藤川監督署長
- 2面 令和8年 安全祈願祭記事・安全の誓い
- 3面 化学物質管理強調月間を実施します
- 4面 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表
- 5面 ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください
- 6面 建設業の事業主の皆さまへ 事務所等の労災保険成立を
- 7面 有期事業と事務所等(継続事業)の労災保険料の区分別
- 8面 企業紹介(信州航空電子(株)、労務管理セミナー開催)
- 9面 令和8年度教育計画のポイント(一部例)
- 10面 主要事業日程・事務局から・写真解説・編集後記

(一社) 飯田労働基準協会
加藤 昇



新年あけましておめでとうございます。会員事業場の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

当協会の旧年中の事業運営は、大過なく計画通りに進めることができました。これはひとえに会員事業場をはじめ飯田労働基準監督署ならびに関係団体や各防災団体等からの多大なるご指導、ご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

令和7年の飯伊地区労働災害の発生件数は、休業4日以上164件(12月末速報値：前年同期比8人減)となりました。しかしながら死亡災害が2件発生し、尊い命が2名も失われたことは痛恨の極みであります。

この休業4日以上の方災のうち、「転倒災害」が49件と全体の30%を占めることや高年齢労働者の占める割合が増加していることに対応するため、年4回の「飯田労基だより」、協会ホームページの随時更新等を通じて情報提供を積極的に展開してまいります。

また、期初4月からは新入社員安全衛生教育を皮切りとして、各種講習会の更なる充実を図り、会員事業場の社内教育への援助を展開して行きます。

リニア中央新幹線や三遠南信自動車道建設では関連工事も含めて、今年も着実に、また安全に工事が進み、地域の発展に寄与することを願うばかりです。

結びに、会員の皆様にとりまして、この1年が今年の干支の午のように情熱と行動力で走り抜け、素晴らしい発展と飛躍の年になります様ご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

飯田労働基準監督署長
藤川 康廣



明けましておめでとうございます。一般社団法人飯田労働基準協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、常日頃より、労働行政の運営に対し、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、管内の状況についてです。第1に、労働災害発生状況は、令和7年末の速報値で、休業4日以上死傷者数が164人(最多は転倒49人)と対前年比で8人減少となるも、死亡者数が2人となりました。これは、2月発生 of 激突災害(商業・クレーン荷の落下)と9月発生 of 交通事故(建設業・車両転落)です。謹んでご冥福をお祈りいたします。第2に、労働基準関係法令等違反の申告、長時間労働やハラスメント等が原因の方災補償請求も増加しており、課題は山積みと言わざるを得ません。

一方、建設工事が進むリニア新幹線、民間商業誌の全国調査で「移住したい地方都市」の最上位に飯田市が選ばれるなど、管内が全国的に非常に注目されていることは間違いありません。今こそ、「安心して働ける飯田・下伊那地域」を再構築し、地域の持続的な発展のため、安全衛生や労務管理の点で、より一層の取り組みが必要です。

「最低賃金・賃金の引上げ(支援)」「安全で健康に働くことができる環境づくり」など労働行政施策の展開にあたっては、貴会の変わらぬお力添えが必要不可欠ですので、本年もよろしくお祈りいたします。結びに、貴会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



令和8年 安全衛生年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔

朝晩の寒さが一層感じられる大寒過ぎの1月21日(水)、来賓並びに会員約180名が出席し、午後3時15分よりシルクホテルにおいて恒例の安全祈願祭・安全会議が開催されました。

令和8年の安全祈願祭は、厳粛のうちにも盛大に神事が執り行われ、当協会加藤昇会長に続いて官公庁はじめ各災害防止団体・業界代表者がそれぞれ玉申を奉奠し、本年の安全を祈願しました。

神事に続いて安全会議が開催され、加藤協会長の年頭の挨拶に続いて、飯田労働基準監督署藤川康廣署長、長野県飯田建設事務所折井克壽所長、長野県飯田警察署依田俊彦署長、飯田市高田修副市長より、それぞれ年頭のご挨拶を頂戴しました。

この後、飯田労働基準監督署中平英貴労働基準監督官から労働災害発生状況(令和7年12月末速報値)と各災害防止対策について、配付された資料に基づき説明がされました。令和7年は休業4日以上労働災害発生件数が164件と前年比8件減(率-4.7%)となったものの、

前年はゼロだった死亡災害が2件発生したことが話された。

災害内容の型別では前年から続いて転倒災害が49件と多発しており、全体の約3割(29.9%)を占めたことから、転倒災害防止対策への取組みの重要性が呼びかけられた。

最後に業界団体を代表して、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野支部飯田分会富内和美分会長による「安全の誓い」の朗読により、死亡災害ゼロの達成とエイジフレンドリーを意識した職場環境づくりの推進等安全衛生活動の一層の充実に取り組むことを誓い、参加者全員の拍手をもって承認された。

(加藤協会長、藤川監督署長の挨拶は、1面に掲載)

安全の誓い

飯田・下伊那地区における令和七年の労働災害による休業四日以上の死傷者数は、十二月末時点の速報値で、全産業では一六四人と、前年同期比で八人の減少となったものの、死亡災害が発生し、二名の尊い命が失われる結果となっている。

前年発生した労働災害の状況について、被災者の年齢層に着目すると、休業四日以上死傷者数のうち六〇歳以上が約四割を占め、高齢労働者に係る災害が増加している。また、労働災害の事故の型に着目すると、転倒災害や墜落・転落災害が依然として多発している状況である。

今後、飯田・下伊那地区においては、高齢労働者の増加により、全業種的に労働災害の増加が懸念されるほか、リニア中央新幹線関連工事をはじめ、複数の大規模工事の真っ只中であることから、建設業に係る労働災害の増加も懸念されるが、いかなる状況下にあっても、安全は最優先されるべきものであることを再認識し、労働災害の撲滅、特に死亡災害ゼロの達成に向けて、機械設備の改善や作業の本質的な安全化はもとより、安全衛生教育の充実・強化、エイジフレンドリーを意識した職場環境づくりの推進等、安全衛生活動の一層の充実を図ることが急務である。

本日を契機として、令和八年の安全衛生年間標語である

「危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔」をスローガンに掲げ、それぞれの事業場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、労使が一致協力して、「リスクアセスメント」や危険の「見える化」などの安全衛生活動を推進して「ゼロ災害職場」を実現し、過重労働防止対策やメンタルヘルス対策等の実施を通じて働き方を改革し、労働者一人一人の心身とも安全で健康的な職業生活の実現に向け、最大の努力をすることをここに誓う。

令和八年一月二日
飯伊地区安全祈願祭参加者一同

〈事業者のみなさまへ〉

化学物質管理強調月間を実施します!

令和7年度化学物質管理強調月間(令和8年2月1日～28日)
スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

リスクアセスメント(以下「RA」という。)を実施し、リスク低減措置を図りましょう

事業場における実施事項

- 1 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) RA対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者・産業医・衛生管理者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、RAの実施、RAの結果に基づくばく露低減措置等
 - a 出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及び購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくRAの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c 業種別・作業別の化学物質管理マニュアル(建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など)の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やRAの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による葉傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j 濃度基準値設定物質のRAにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k 特殊健康診断等、必要な場合のRA対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
 - (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- 2 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 3 スローガン等の掲示
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



← 長野労働局HP 化学物質対策

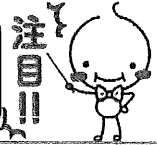
https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/kagakubusshitsu-taisaku.html



【化学物質の自律的な管理に関する自主点検表】(裏面)
職場における化学物質管理について、自主点検を実施しましょう。

 長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署 (R7.12)

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <p>⇐ R7・8時点一覧表</p> <p>R9追加分 ⇨ </p> </div>
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、右の「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」の10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> <p>Q&A ⇨</p>  </div>
<p>③ RAを実施していますか。</p> <p>※業種別マニュアルに従ってRA実施した場合も可</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q1-1 なぜRAを行わなければならないのか。 ・Q1-2 RAはどのような手順で実施するのか。 <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。建設業の事業場におかれましては、次のマニュアルに従ってRAを実施した場合も、左の□に✓をつけてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>⇐ Q&A</p> <p>業種・作業別 マニュアル ⇨</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>建設業の業 種・作業別 マニュアル ⇨</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
<p>④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>法令に講ずべき措置が定められている場合は、RAの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q12-1 RA実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 ・Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合も、左の□に✓をつけてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> <p>Q&A ⇨</p>  </div>
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とRAの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 ・Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;">  <p>↑ Q&A</p> </div>
<p>⑥ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>保護具着用管理責任者の選任については、右のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;">  <p>⇐ Q&A</p> </div>
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 ・Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> <p>Q&A ⇨</p>  </div>

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックの導入には

産保センター^(※)をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを無料で提供します。

ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ・ ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- ・ 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・ プライバシーの保護はどうする？
- ・ 安全衛生委員会における審議は？
- ・ 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・ メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



産保センターが提供する 無料の
メンタルヘルス対策の個別訪問支援 が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

申込先[☒] **長野産保センター** 電話[☒] 026-225-8533

お申込の際、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
（裏面〈参考〉を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。

※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。

② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。

※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。

③ 適用業種については主たる業態により判断されます。

④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出面等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付に関して…

➤ 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合(又は行う見込みがある場合)で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。

➤ 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。

➤ 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考>

有期事業と事務所等(継続事業)の労働保険料の労災保険分の区分例

① 元請A社の工事現場にかかる業務(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注) なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、事業として行っている場合は除く)

⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間を利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

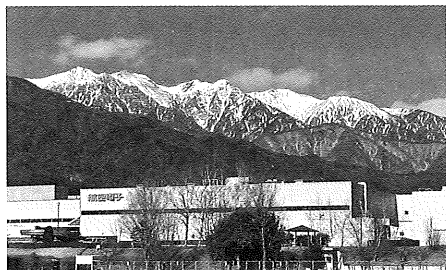
※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

会員企業紹介[59]

信州航空電子株式会社 (下伊那郡松川町)

弊社は1986年日本航空電子工業株式会社の全額出資により松川町に設立され、1990年6月の生産開始から今日まで、航空宇宙及び産業機器分野の製品づくりを行っています。

弊社では、「開拓・創造・実践」を企業理念として掲げる航空電子グループの一員として「Technology to Inspire Innovation」をスローガンにジャイロ・加速度計等のセンサ



本社全景

及びその応用製品並びにリニアモータ、ハイブリットICを中心に多品種な製品を生産しています。お客さまのNo.1パートナーを目指し、航空宇宙分野で培

てきた経験と実績をもとに、飛行機や新幹線など私たちの生活に身近なものから、海底で使用される海中探査機や、宇宙で活躍するロケットにまで搭載される様々な製品を通じて、お客様だけでなく豊かな社会に貢献できるよう「ものづくり」に責任と誇りを持って事業を展開しています。

◎サステナビリティへの取り組み

航空電子グループを取り巻く多くの社会課題を抽出し、今後も持続的成長を実現していく上で必要なサステナビリティに関するマテリアリティ（重要課題）を設定し、具体的な取り組みを通じて、サステナビリティ経営の更なる強化を推進しています。

■環境 (E)

脱炭素社会の実現に向けて「2030年度に2017年度比75%の温室効果ガス削減」を目標とした取り組みや、廃棄

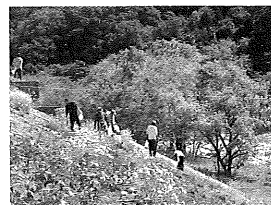
物の再資源化率99.5%以上の維持、環境保全活動として構内の緑地化、天竜川環境ピクニック（河川清掃）の地域イベントに参加しています。

■社会 (S)

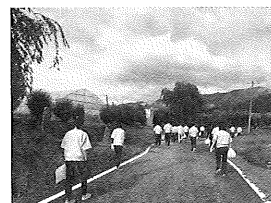
女性管理職比率の向上、障がい者雇用に目標を設定し、多様な人材の活躍推進。従業員の健康と安全で快適な職場環境下で一人ひとりが心身の健康を実感できる職場づくりの構築。環境や人権に配慮しながら、持続可能なサステナブル調達を推進しています。

■ガバナンス (G)

持続的成長を阻害するリスクの特定および、顕在化したリスクについての情報を航空電子グループで共有し、対策



天竜川環境ピクニック



会社周辺ゴミ拾い

の見直しを通じてリスクマネジメントの強化を進めています。

【会社概要】

設立：1986年4月1日

本社所在地：下伊那郡松川町上片桐800番地

資本金：4億5000万円

従業員：231名(2026年1月時点)

事業内容：加速度計、ジャイロ等センサ類、リニアモータ、ハイブリットIC、機械加工部品及びその他の電子機器・電子部品の製造・販売

代表者：野々村 香一

サステナビリティ経営のもと、私たちの事業活動がお客様の独創的な商品開発の一助となり、豊かな社会に貢献できるよう一歩一歩前進してまいります。

労務管理セミナー開催

場所：飯田市勤労者福祉センター



辻 正明 講師

令和7年11月14日(金)、飯田市東栄町の飯田市勤労者福祉センターに於いて、飯田労働基準監督署/長野県南信労政事務所/飯田労働基準協会は、労務管理セミナーを開催し、会員事業場の人事、労務管理担当者など96名が参加した。

飯田労働基準監督署の藤川署長から、「雇用仲介アプリの登録者数や利用者数の増加を背景とした短時間・単発の就労を内容とする労働契約であるいわゆる「スポットワーク」における労務管理の注意点が話されると共に本年度の相談では6月に改正された労働安全衛生規則での熱中症対策の強化やハラスメント防止措置に関するものが特徴的であるとの説明がされた。

長野産業保健総合支援センター産業保健相談員の辻正明

氏によるセミナーでは、「その言動 それって ハラスメント? ~誰もがいきいき活躍できる職場づくりを目指して~」と題した講演がされた。

各参加者による演習では、各自作成のチェック表を用いて、近くの席の人と意見交換しながら、事例に関する捉え方については様々な見方があることの認識を深めた。

相談窓口の対応としては、上手く話せない相談者が多いことから、慌てずゆっくり話に耳を傾け、何を望んでいるかを十分把握したうえで、相談者に解決方法の選択の余地を与えることが、安心感、納得感につながると話された。

働きやすい職場づくりには、労使双方がパワハラ、セクハラを初めとするハラスメントへの理解を深めたうえで、相談体制整備と共に「互いをねぎらい、支える」意識を基にした職場のコミュニケーションを醸成することの重要性が解説された。



会場風景

後日のアンケート集計では、ほぼ全員の参加者から有意義であったとの結果が寄せられました。

令和8年度 教育計画

チェックお願いしま〜す!



新入社員安全衛生教育

日時 令和8年4月8日(水)、9日(木)
のどちらか1日講習

会場 飯田労働基準協会会館

◇期待を込めて採用した新入社員がケガをしたり病
気(メンタル)にならないよう、この安全衛生教育を
受講することは予防効果抜群です! マナーなどと
違って学生は今まで教わっていません!!

安全管理者選任時教育

日時 令和8年4月16日(木)・17日(金)

会場 飯田労働基準協会会館

◇昨年に続く開催となります。
安全管理者の職務を行う方を対象に、職務の内
容、リスクアセスメント等の安全管理手法、関連
法令等について研修を行います。

熱中症予防指導員研修

日時 令和8年4月24日(金)

会場 飯田労働基準協会会館

◇昨年の労働安全衛生規則等の一部改正により、熱
中症のおそれのある作業者を把握した際の体制
整備、手順作成等の職場の熱中症対策が具体化
されました。本社あるいは現場の管理者の養成に
お役に立てください。

保護具着用管理責任者教育

日時 令和8年5月21日(木)

会場 飯田労働基準協会会館

◇昨年の労働安全衛生規則等の一部改正により、化学物
質に関わる(中略)保護具を使用させる事業場に於いては
「保護具着用管理責任者」の選任が義務化されました。

化学物質管理責任者講習 (取扱い事業場向け)

日時 令和8年5月13日(水)

会場 飯田労働基準協会会館

◇一昨年の労働安全衛生規則等の改正により、化
学物質でリスクアセスメント対象物を取り扱う
事業場に於いては「化学物質管理責任者」の選任
が義務化されています。
自社の取扱い化学物質をSDSシートなどで確
認し、受講をお願いします。

職長能力向上教育 (製造業ほか一般業種の方)

日時 令和8年7月7日(火)・8日(水)

会場 飯田労働基準協会会館

◇職長能力向上教育は、職長教育を受講さ
れ概ね5年を経過した方を対象とした講
習です。安全衛生に関する忘れていた必須
事項を再確認するには適した機会と思わ
れます。受講をご検討ください。

職長・安全衛生責任者能力 向上教育(建設業の方へ)

日時 令和8年9月25日(金)

会場 飯田労働基準協会会館

◇職長・安全衛生責任者能力向上教育は、職
長・安全衛生責任者教育を受講され概ね5
年を経過した方を対象とした講習です。時
間の経過と共に薄れがちな必須事項及び
基本的な視点を学び直すに適した機会です
ので、受講をご検討ください。

1. 令和8年度の日程は上記で確定ですが、諸事情により変更になる場合もあることをご承知おきください。
2. また、会場についても受講希望者数により変更になることをご承知おきください。
どちらの場合も事前に関催通知にてお知らせいたします。
3. 開催予定日の2ヶ月前位に従来通り書面にてご案内いたしますが、会員事業場には「飯田労働基準協会」
ホームページを活用し、優先的に情報提供が出来るように準備を進めています。

令和8年度 主要事業日程のお知らせ

・第1回理事会	5月11日(月)	15:00～	飯田労働基準協会会館
・定時総会	5月28日(木)	15:00～	シルクホテル
・飯伊地区産業安全大会	6月11日(木)	13:30～	エスバード
・長野県産業安全衛生大会	7月15日(水)	13:00～	岡谷市カノラホール
・飯伊地区労働衛生大会	9月10日(木)	13:30～	エスバード
・第85回全国産業安全衛生大会	9月16日(水)～18日(金)		札幌市
・労務管理セミナー	11月20日(金)	13:30～	飯田市勤労者福祉センター
・第2回理事会	12月9日(水)	16:00～	シルクホテル
・安全祈願祭	令和9年1月19日(火)	15:00～	シルクホテル
・第3回理事会	3月11日(木)	15:00～	シルクホテル

(一社) 飯田労働基準協会の令和8年度主要事業日程が上記の様に確定致しました。詳細についてはその都度ご案内をいたしますが、関係分についてご出席をご予定下さるようお願い申し上げます。

なお、長野県産業安全衛生大会や全国産業安全衛生大会につきましてもご出席のご検討をお願いいたします。

事務局からのお知らせとお願い

◆講習等の年間計画について

令和8年度の安全衛生教育・特別教育等年間計画表を今回同封しております。問い合わせが多い講習を9ページでいくつかご紹介させて頂いておりますが、年間計画の内容をご確認頂き、申し込みの際のご参考にして下さい。

なお、事業場に出向いての「出前講習」の希望がある場合は、可能な限りご希望に添えるよう対処致しますので、早めに講習の種類・受講希望人数等(出来ましたら15名以上を希望)をご連絡下さい。

◆図書用品の取扱いについて

当協会では中央労働災害防止協会の図書用品等の注文を取り扱っています。安全週間・衛生週間・年末年始無災害運動の図書用品につきまして、必ず期日までにお申し込みください。

締切後の申し込みは準備月間・本週間等必要な時期に間に合わない事がありますのでご注意ください。



1面写真の解説

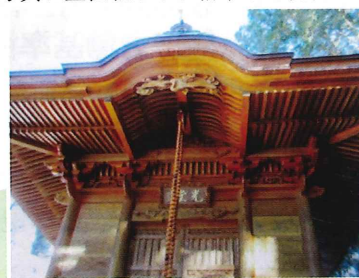
飯田市南信濃和田の名刹龍淵寺(盛宣隆住職)の観音堂「光堂」の軒下には信州の名工、阿智村清内路在住の宮大工桜井三也棟梁による「親子の絆」をテーマとした干支の彫刻が据えられています。

子馬誕生時の慈愛の眼差しの母馬と歓喜にいななく父馬が午年を象徴しています。

今日でもこの親子馬は平成24年制作時のままに樺の暖かな木目を活かした筧の牙が鮮やかです。

皆さんも光堂を訪ねて親子の絆を実感されてはいかがでしょうか。(写真は盛住職からお借りした現在の彫刻の姿です。)

干支の木彫りが飾つてある龍淵寺…光堂



編集後記

令和8年の幕開けから一ヶ月が経ちましたが、昨年を振り返ると、働く環境を守る法整備が一段と進んだ年でした。

4月及び10月には「育児・介護休業法」が改正され、柔軟な働き方の義務化、残業免除の拡大、介護による離職の防止など、「働き方改革」がさらに一歩踏み込んだことにより、各事業所の皆様には柔軟な職場環境づくりに苦慮されたと思います。

昨年の夏は、日本の統計開始以来、最も暑い夏となり、全国において熱中症の被害が記録的となる中、職場における熱中症対策について、6月施行の改正労働安全衛生規則により、法的に義務付けられ、これにより、これまで「努力義務」だった熱中症対策が罰則付きの義務へと格上げさ

れたことにより、事業所に対しての具体的な措置が求められ、こちらも各事業所様において対応されたと思います。

また、いわゆる「2025年の崖」といわれるITシステムの刷新期限を迎え、多くの企業で業務プロセスの効率化が進み、長時間労働の削減が進みました。ただし、出生数の減少と高齢化から、労働力人口は大幅に減少しており、人材確保に努めていますが、人手不足、採用面では各企業様苦勞されていると思います。

今年も労働環境をとり巻く状況は依然として変化の中ではありますが、最も守るべきは「働く人の安全と心身の健康」であると思います。

各企業の皆様方と共に、より良い職場環境を築いていけるよう、微力ではありますが、取り組んで参りたいと思います。(中島 記)